

商品概要説明書

定期積金（定額式）

（平成24年8月1日現在）

1. 商品名 （愛称）	○定期積金（定額式） ※定額式とは、定期的に一定額を払込みする定期積金です。
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○6か月以上5年以内
4. 払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1か月，2か月，3か月，6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	○契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率） ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0545-51-2122）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p> <p>○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA富士市

商品概要説明書

定期積金（目標式）

（平成24年8月1日現在）

1. 商品名 （愛称）	○定期積金（目標式） ※目標式とは、目標額（給付契約金）を定めて払込みする定期積金です。
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○6か月以上5年以内
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 （初回で掛金を調整） ○掛込周期は1か月，2か月，3か月，6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまは総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率） ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：0545-51-2122）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 金融部または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p> <p>○増額月を設定した場合、増額月の払込日を過ぎた日を設定することはできません。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士市

商品概要説明書

定期積金（逓増式）

（平成24年8月1日現在）

1. 商品名 （愛称）	○定期積金（逓増式） ※逓増式とは、毎月の払込額が1年毎に逓増（アップ）していく定期積金です。
2. 販売対象	○個人・法人・任意団体
3. 期間	○2年、3年、4年、5年
4. 払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 （契約期間中、年単位で掛金を増額可能） ○掛込周期は1か月のみとします。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	○契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○個人のお客さまは20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税、法人・任意団体のお客さまは総合課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率） ○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。 ○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0545-51-2122）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA富士市

商品概要説明書 定期積金（年金定積）

（平成24年8月1日現在）

1. 商品名 （愛称）	○定期積金定額式（年金定積）
2. 販売対象	○個人のみ
3. 期間	○1年以上5年以内
4. 払込方法 （1）払込方法 （2）払込金額 （3）払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は2か月，3か月，6か月のいずれかとします。 ○1回あたり10,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約の給付金が受け取れます。 ○自動満期処理の特約を付すと、満期日に自動的に定期積金を解約し、指定された貯金へ預入することができます。
6. 給付補填金 （1）適用利回り （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の 入手方法	○契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる 特約事項	○自動満期処理の特約……この定期積金を満期日に自動的に解約し、定期を作成したり、指定の口座へ入金します。 ○自動再契約の特約……この定期積金の満期日に、自動満期処理依頼書に基づいた契約内容で定期積金を自動的に作成します。 自動満期処理の特約は、単独でも申し込むことができます。自動再契約の特約は自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただけます。また、現在契約中の定期積金にもこれらの特約を付することができます。 ○特定の月に払込額を増額した場合に自動再契約の特約を付ける場合は、自動満期処理の特約とセットでお申し込みいただくと共に、契約期間が12・24・36・48・60か月の場合に限りです。 ○払込みは、年金振込口座からの自動振替とします。 ○年金振込指定総合口座の担保組入れを原則とします。 （貸越利率は、担保定期積金の約定利回りに年0.7%を上乗せした利率）

9. 中途解約時の取扱い	<p>○約定満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>○払込みがされないまま満期日を経過し解約する場合も、中途解約と同じ取扱いになります。</p>
10. 貯金保険制度（公的制度）	<p>○保護対象 当該積金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：0 5 4 5—5 1—2 1 2 2）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：0 5 4—2 8 4—9 9 1 3）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 金融部または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
12. その他参考となる事項	<p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。（自動満期処理の特約および自動再契約の特約を付した場合に、満期日が繰延べられると両特約に基づく処理は行われず、以後、両特約は解約されたものとして取扱います。）または契約時の約定利回り（年 3 6 5 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p> <p>○定積に自動再契約の特約を付した場合は、自動満期処理依頼書に基づいた契約内容で、自動的に契約を更新します。</p> <p>○自動振替による払込時に振替口座が貸越状態となる場合は、払込を行いません。（なお、別途「依頼書」の提示により払込を可能とします。）</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士市

商品概要説明書

子育て支援定期積金（すくすく）

（平成24年8月1日現在）

1. 商品名 (愛称)	○定期積金（定額式） 「すくすく」
2. 販売対象	○「しずおか子育て優待カード」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方（契約時）
3. 期間	○2年以上5年以内で50万円以上の契約額とします。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1, 2, 3, 6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○一回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○契約期間により、3年以上と3年未満に分類し、契約時の約定利回りに0.20%を上乗せし、満期時まで適用します。 ○満期日以後に一括支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20%（国税15%、地方税5%）※が分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	——
8. 付加できる 特約事項	○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0545-51-2122）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県JAバンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融部または静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>○定期積金証書での取扱いとなります。</p> <p>○「しずおか子育て優待カード」・健康保険証等により年齢の確認をさせていただきます。</p> <p>○当JAで初めてお取引をされる方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。（運転免許証、パスポート、健康保険証等）</p> <p>○当該積金は総合口座等の担保に組み入れることはできません。</p> <p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p>
<p>13. 取扱期間</p>	<p>平成22年4月1日から平成27年3月31日までとなります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士市

商品概要説明書

子育て支援定期積金（すくすくプラス）

（平成24年8月1日現在）

1. 商品名 (愛称)	○定期積金（定額式） (すくすくプラス)
2. 販売対象	○「しずおか子育て優待カード」の対象者となる保護者が同伴した18歳未満の方（契約時）で、かつ、契約者の保護者が子ども手当をJAに振込指定されている方
3. 期間	○2年以上5年以内で50万円以上の契約額とします。 ※払込みが一定以上延滞した場合は、満期日を延滞期間に相当する期間繰り延べます。
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	○契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ○掛込周期は1, 2, 3, 6か月のいずれかとします。 ○預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ○1回あたり1,000円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○契約時の店頭表示利回りに0.3%を上乗せし、満期時まで適用します。 ○満期日以後に一括支払います。 ○計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ○20%（国税15%、地方税5%）※が分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）となります。 ○金利（約定利回り）は店頭に表示しています。
7. 手数料	———
8. 付加できる 特約事項	○普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
9. 中途解約時 の取扱い	○満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息相当額を掛金残高相当額とともに支払います。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該積金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：0545-51-2122）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、静岡県農業協同組合中央会が設置・運営する静岡県 J A バンク相談所（電話：054-284-9913）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 金融部または静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記静岡県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>○定期積金証書での取扱いとなります。</p> <p>○「しずおか子育て優待カード」・健康保険証等により年齢の確認をさせていただきます。</p> <p>○当 J A で初めてお取引をされる方は本人確認が必要となりますので、次の本人確認書類のいずれかをお持ちください。（運転免許証、パスポート、健康保険証等）</p> <p>○当該積金は総合口座等の担保に組み入れることはできません。</p> <p>○払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</p> <p>○掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</p> <p>○満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</p>
<p>13. 取扱期間</p>	<p>平成22年4月1日から平成27年3月31日までとなります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 富士市